

新型コロナウイルス感染拡大防止のための九州大学の行動指針

令和3年8月20日現在

段階	区分	研究活動	授業	学生の課外活動	事務体制	学外者のキャンパス訪問
0	通常					
1	一部制限	感染拡大防止に十分な配慮をした上で研究活動を継続して行うことができます。	感染拡大防止に十分な配慮をした上で、対面と遠隔を併用して、授業を行います。	感染拡大防止への最大限の配慮(感染防止対策ガイドラインの遵守等)を各学生(団体)に求めた上で、課外活動を認めます。	感染拡大防止に十分な配慮をしつつ、学内の教育研究活動が本格的に実施されている状況を踏まえた上で、現場対応等を含め業務上支障がないと認められる場合に、時差出退勤を許可し、在宅勤務を命じることができます。	感染拡大防止に十分な配慮をした上で、学外者の訪問に対応します。
1.5	一部制限	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、研究分野の特性を考慮した活動方法等を適切に判断した上で、学内での研究活動を行うことができます。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、対面と遠隔を併用して、授業を行います。	感染拡大防止への最大限の配慮(感染防止対策ガイドラインの遵守等)を各学生(団体)に求めた上で、課外活動を許可します。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、学内の教育研究活動が一定程度実施されている状況を踏まえた上で、時差出退勤を推奨するとともに、現場対応等を含め業務上支障がないと認められる場合に、在宅勤務を命じることができます。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、大学滞在をできるだけ短くした上で、本学の活動に必要な学外者の訪問に対応します。
2	制限(小)	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、研究室関係者は現場での滞在時間を極力減らし、自宅での作業が可能か検討する必要があります。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、対面と遠隔を併用して、授業を行います。	各学生(団体)に活動の自粛を求めるとともに、体育館等の課外活動施設の一部を閉鎖します。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、学内の教育研究活動が一定程度実施されている状況を踏まえた上で、時差出退勤を推奨するとともに、現場対応等を含め業務上支障がないと認められる場合に、在宅勤務を命じることができます。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、本学関係者以外の訪問をできるだけ少なくするよう工夫します。
2.5	制限(中)	自宅での作業の可否や自身の健康状態を十分に検討した上で、実施可能なものについては自宅での作業をより積極的に取り入れることを推奨します。学内で研究活動を行う場合には、感染拡大防止に最大限の配慮が必要です。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、対面と遠隔を併用して、授業を行います。	原則として各学生(団体)は対面の活動を停止するとともに、体育館等の課外活動施設を閉鎖します。	学内で必要な教育研究活動に支障のない範囲で、時差出退勤を推奨するとともに、現場対応等を含め業務上支障がないと認められる場合は、積極的に在宅勤務を活用することとします。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、本学関係者以外の訪問をできるだけ少なくするよう工夫します。 なお、本学以外の者に対し、本学の施設は原則として貸し出しません。
3	制限(中)	現段階での実施が必要な実験・研究のために必要最小限の研究室関係者が研究室へ立ち入ることとし、それ以外の研究室関係者は積極的に自宅での作業を行うこととします。なお、立ち入る際であっても現場での滞在時間を可能な限り減らすこととします。	原則として、遠隔授業による科目の開講とします。ただし、部局長等の判断により一部の対面授業を可とします。	原則として、各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。	大学機能維持のため、ローテーションなどにより最小限の人員による出勤とし、それ以外は積極的に在宅勤務を行うこととなります。	本学関係者以外について不要不急な訪問を自粛するよう要請します。
4	制限(大)	以下の研究室関係者に限り研究室へ立ち入ることとし、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。 ①継続した実験等を行っており、中止すると当該研究の遂行に著しい支障が生じる業務に従事する研究室関係者 ②実験生物の世話等研究材料の維持のために入室の必要がある研究室関係者 ③その他自宅で対応できない重要かつ緊急の業務を行う必要がある研究室関係者	遠隔授業による科目のみの開講とし、対面授業によるものは開講しません。	各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。	以下の職員に限り出勤の上業務に従事しますが、それ以外は在宅勤務となります。なお、出勤する場合であっても、当番制にするなど出勤回数の低減を図ります。 ①学生の教育、支援等に係る電話相談の対応等の重要かつ緊急の業務を行いう者 ②業務システム(会計システム、人事給与システム等)を用いた重要かつ緊急の業務を行いう者 ③キャンパスの維持管理のために重要かつ緊急の業務を行いう者 ④危機対策に当たる必要がある者 ⑤その他在宅勤務で対応できない重要かつ緊急の業務を行う必要がある者	本学関係者以外がキャンパス内に立ち入らないよう要請します。
5	原則停止	大学機能の最低限の維持のために、部局長など管理監督者の許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究室関係者のみの立ち入りが可能となり、それ以外の研究室関係者は全員自宅での作業となります。	遠隔・対面を問わず、原則として全ての授業科目の開講を中止します。	各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。	施設の維持管理、危機対策担当のための必要最小限の人員による体制とし、それ以外は全員在宅勤務となります。	立ち入りを禁止します。

※ 病院教職員及び診療に従事する者は、病院の行動指針等を優先します。

※ 本指針は今後の状況に応じて、隨時見直しを行うことがあります。

令和3年8月19日改訂  
新型コロナウイルス危機対策本部

今後の九州大学の行動指針について

## 1. 基本方針

- 政府の福岡県への緊急事態宣言発令を踏まえ、令和3年8月20日より9月12日までの間、本学の制限段階「2.5制限（中）」に引き上げ、制限を強化する。
- 今後、国・福岡県において方針の改訂等がなされた場合、再度の段階引き上げ或いは各行動の制限強化等も検討する。
- 病院教職員及び診療に従事する者は、病院の行動指針等を優先する。

## 2. 各行動の詳細

### （1）研究活動

- 自宅での作業の可否や自身の健康状態を十分に検討した上で、実施可能なものについては自宅での作業をより積極的に取り入れることを推奨する。学内で研究活動を行う場合には、必要最小限のスタッフの在室、滞在時間短縮等、感染拡大防止に最大限の配慮をするとともに、一般的な感染予防策の徹底、交代制勤務を行う等の文部科学省作成の「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）記載の感染予防策を実施し、各研究室でチェックリストにより対応状況を確認した上で入室、作業に従事する。

### （2）授業

- 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、対面と遠隔を併用して、授業を行うこととする。対面での授業等を行うにあたっては、感染防止に厳格に対処し、ガイドライン記載の感染予防策を実施し、チェックリストにより対応状況を確認した上で実施するものとする。
- 令和3年度の授業の実施にあたっては、キャンパスでの学生間の人間関係構築及び授業の効果的な実施等を重視する観点から、積極的に対面授業を行うことを基本としているが、構成員の感染状況や学内の感染リスクの状況によっては、対象学生や対象期間を定めた上で、遠隔授業への切り替えや休講等の措置を柔軟にとるものとする。
- 自宅に通信環境が整っていない学生に加え、対面での授業や研究指導等

を受けるなどキャンパスを利用する必要がある学生については、キャンパス内で遠隔授業を受講することとする。

- 学生の研究活動については、(1) 研究活動の指針に準じて行うこととする。

### (3) 学生の課外活動

- 原則として各学生（団体）は対面の活動を停止するとともに、体育館等の課外活動施設を閉鎖する。なお、詳細は別に定める。
- 多くの課外活動団体は、公認・非公認を問わず、学部・学年の枠を超えて、かつ他大学生等とも繋がる集団であり、そこで陽性者が発生すると、大学内外へ感染が拡大するリスクが格段に高まることから、団体行動時のみならず、個々が感染防止に係る意識の醸成を継続的に図ることとする。

### (4) 事務体制

- 感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、学内で必要な教育研究活動に支障のない範囲で時差出退勤を推奨するとともに、現場対応等を含め業務上支障がないと認められる場合は、積極的に在宅勤務を活用する。なお、新型コロナウィルスに感染した場合に重症化しやすいとされる者等が在宅勤務を申し出た場合は、在宅勤務を認めるものとする。
- ガイドライン記載の感染予防策を実施し、各執務室でチェックリストにより対応状況を確認した上で業務に従事するなど、感染拡大防止に最大限の配慮を行うとともに、遠隔会議の活用等により教職員が集まる機会をできるだけ減らす工夫を行う。

### (5) 外出・移動等の制限

- 発熱や倦怠感等の症状がある場合は、外出や移動を自粛する。
- 不要不急の外出は自粛する。(20時以降は特に徹底する)。
- 少人数での行動が要請されていることを踏まえ、集団での旅行、宿泊は真に必要性が認められる場合以外は、原則として自粛すること。
- 飲食店等の利用は、少人数、短時間とし、営業時間（20時）以降に、飲食店にはみだりに出入りしないこと。
- 飲食を伴う会合、カラオケや路上・公園等における集団での飲食など感染リスクの高い行動は自粛する。また、普段一緒にいない人との飲食についても、屋外で行うもの（バーベキューなど）も含め自粛することとする。
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用を控えること。マスクをはずし

た状態では、他者との近距離での会話や食事を行わないこととする。特に、飲食時について、会話を控え、飲食後の会話はマスク着用をすることを厳守する。共用物品・公共物に触れた場合の手指衛生等についても注意を図る。

- 外出の際には、感染防止策を徹底するとともに、感染防止策が不十分な場所への外出や感染リスクが高い活動は避ける。
- 遠隔会議を活用し、県境をまたぐ移動・出張については、原則自粛する。
- 県境をまたぐ移動・出張がどうしても避けられない場合は、出発地や到着地の空港等で実施している検査などPCR等の検査を活用し、感染の有無の確認に努めること。
- 国外への移動・出張については、不可とする。ただし、教職員について感染症危険レベルが3以下の国で、特別な事情がある場合は、新型コロナウイルス危機対策本部（以下、「対策本部」という）が渡航の可否を判断する。学生の留学等については、同レベルが3以下の国で特別な事情がある場合は、所属長の申請により、対策本部にて渡航の可否を判断する。  
大学用務以外の他機関からの要請に基づく渡航及び私事渡航も原則不可とする。ただし、特別な事情がある場合は、所属長が渡航の可否を判断し許可することができる。（渡航を許可したものについては、対策本部に報告する。）  
渡航の可否の判断にあたっては、感染症危険レベルのみならず、その国・地域の治安情勢に基づく危険情報のレベル及びその内容についても併せて確認するものとする。

## （6）学外者のキャンパス訪問

- 県境をまたぐ学外者のキャンパス訪問については、原則自粛する。
- 県境をまたぐ学外者のキャンパス訪問がどうしても避けられない場合は、滞在時間短縮等、感染拡大防止に最大限の配慮をするとともに、出発地や到着地の空港等で実施している検査などPCR等の検査を活用し、感染の有無の確認に努めること。
- 本学の活動に必要な学外者の訪問については、感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、本学関係者以外の訪問をできるだけ少なくするよう工夫する。対応する場合はガイドライン記載の感染予防策を実施し、チェックリストにより対応状況を確認し、感染拡大防止に最大限の配慮をする。

## (7) その他

- 上記制限に関わらず、構成員の感染等が判明した場合には、所属の部局、研究室等はそれぞれの状況を踏まえ、限定的に行行動制限を強化することができる。
- 本学の大学院入試等については万全の感染防止対策を講じた上で、予定通り実施する。  
なお、受験生等の学内の立ち入りについて「(6) 学外者のキャンパス訪問」の対象外とする。
- 附属図書館は感染防止策を徹底したうえでサービス内容、在館時間などを制限して開館する。（[各図書館の最新情報は図書館ホームページ](#)で要確認）
- 各行動を行う際には、感染拡大のリスクを高める「3密」の環境を可能な限り避けつつ、手指衛生、咳エチケットなど基本的な感染予防対策を徹底する。（「[新たなキャンパススタイルについて](#)」を参照）
- 学内における感染防止のための環境整備を進めるとともに、講義室、食堂、エレベーター等でのソーシャルディスタンスの維持、来学前の検温、講義室等の除菌などの徹底を図る。  
(「[With&Beyond コロナ時代における学生のための安心・安全プラン](#)」を参照)
- 20 時以降の外出自粛要請に鑑み、原則、定時退勤とし、時間外勤務が発生しないよう業務の調整を行う。管理監督者や裁量労働制適用職員についても業務や教育研究活動に支障がない限り早めに退勤する。
- 20 時以降のキャンパス内での教育研究活動及び勤務については、特に必要な場合に限り行うものとする。
- 公共交通機関利用者は、できるだけ混雑時間帯を避け、3密を回避する。  
(昭和バス九大線についてはバス停混雑度可視システム [[itocon](#)] により混雑する時間帯の確認が可能)
- 通勤、通学の移動時間は可能な限り最短とする。また、ターミナル駅での滞留を可能な限り避ける。
- 本学又は本学組織が主催するイベント（屋内：収容率 50%以内、屋外：人との距離を十分に確保（2m））については、対面開催の必要性を再考するなどして、慎重に対応する。止むを得ず実施する場合は、ガイドライン記載の感染予防策を実施し、チェックリストにより対応状況を確認した上で開催し、感染拡大防止に最大限の配慮をする。なお、500 人以上の参加が見込まれるものについては、個別に検討する。

○本学以外の者に対し、本学の施設は、原則として貸し出さない。延期や中止が難しいものについては、イベントの内容、使用する施設の状況、当該施設で行う必要性、感染対策の状況等を勘案して個別に検討する。

※イベントとは催物に限らず、事前練習や打合せも含め不特定又は多数の者が参加するものをいう。

○感染拡大防止の観点からも各教職員・学生において、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けることができ、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができる新型コロナウイルス接触確認アプリ（[COCOA](#)）を登録・活用するよう強く推奨する。

## 感染予防チェックリスト

### 1. 研究室・執務室での活動について

<従事者（学生含む）・管理者共通>

- 学生、教職員は毎日検温し、症状（発熱、風邪症状等）ある場合は登校、出勤しない
- 十分な対人距離の確保（できるだけ2m（最低1m））
- 水と石けんによる手洗いの徹底
- マスクの着用（学生、教職員及び入室者に対する周知徹底）
- 公共交通機関利用者は時差出勤を行うとともに、公共交通機関を利用しない方法（自転車、徒歩等）を積極的に活用
- 学生の入室、作業従事にあたっては、担当教授の許可を得ること
- オンラインの活用に当たっては、情報セキュリティ対策にも留意する。

<管理者>

- 適切な感染拡大防止対策が取れない場合は、会議・打合せはオンラインで実施
- 研究室、執務室入口及び室内の手指消毒設備の設置
- 室内換気（換気設備の適切運転、又は複数の窓の開放）
- ドアノブ、エレベーターボタン等複数人が触る箇所の消毒
- 症状（発熱、風邪症状等）ある者の入室制限
- 入室者の入室状況の記録、保存
- 適切な感染拡大防止対策が取れない場合は、学生、教職員が、午前と午後又は曜日毎にローテーションで作業、勤務を実施するなど、適切な工夫を行う
- 押印や署名に代えてオンラインでの手続きを活用するなど、在宅勤務者に配慮して柔軟に対応する。
- 外部業者等との接触を減らすため、納品や検収の方法を柔軟に運用する。

- 全ての関係者の緊急連絡体制の確立
- 共用ネットワーク環境の最大限活用
- 研究スタッフが他者との接触を極力避けられるエリアの設置など、可能な限り研究活動に専念できる環境を整備する。
- 外国人を含む海外在住研究者の雇用が予定されており、オンラインでの研究が可能な場合は、渡航制限解除まで雇用主の管理のもと現地での在宅勤務を可能とする措置を講じる。
- 教職員・学生との対面での業務が多い部署において適切な対策をとっていること。  
(訪問者用の手指消毒設備の設置、アクリル板等の設置など)

## 2. 実験施設・設備の利用について（研究活動のみ）

＜従事者（学生含む）・管理者共通＞

- 適切な感染拡大防止対策が取れない場合は、実験施設・設備の利用は最低限に留め、データ解析等は在宅で行う。なお、その際には個人情報の取扱には十分留意する。
- 3密を避けるための運転計画、施設利用スケジュールの作成（施設内の密を避けつつ、短時間の実験を継続する等）
- 単独で長時間の実験・施設利用を行う場合は、利用開始・終了の声掛けや記録、事故時の連絡手段の再確認など、万が一の事故に備えた安全対策を講じる。

＜管理者＞

- 研究設備、備品について、端末操作画面やスイッチ、ドアノブやトイレなど複数の人の手が触れる場所を隨時消毒する。また、実験等の性質も考慮しつつ、ドアを常時開放するなど、人の手が触れる場所を少なくする。
- 安全管理等の理由により、複数の人が同時に操作を行う必要がある研究施設や設備等においては、人と人との対面を避けるため、個々人がフェイスシールドを着用、又はアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽
- 実験動物、遺伝子組み換え生物（微生物、植物、動物）、病原性微生物や放射性物質を使用する研究の場合、関係法令等を踏まえ適切に実施する。
- 設備の遠隔利用、学内外の遠隔利用サービス及び研究代行等の取組を積極的に活用

- 講義のオンライン化等に伴い空いている教室や実験・実習室等がある場合には、3密回避に配慮の上それらを積極的に活用する。

### 3. イベントの開催について

<参加者・主催者共通>

- 参加者及びスタッフのマスク着用の徹底
- 出席者、参加者及びスタッフの手洗い・手指消毒の徹底
- 飲食物等のゴミの管理の徹底（密閉できる容器等に入れ、他人に触れないように管理し持ち帰ることを徹底）※スタッフのゴミの回収の際は、マスク・手袋の着用の徹底

<主催者>

- 受付及び会場での間隔（できるだけ2m）確保
- 入退場時の制限や誘導を行い、人と人との距離（できるだけ2m）を確保
- 発熱等の症状のある方の入場制限
- 催物の前後や休憩時間における交流等を極力控えるよう呼びかける。
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、参加者等の名簿を適正に管理
- 出席者、参加者等に移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）を呼びかける。
- 受付など人と人が対面する場所は、パーテーションやビニールカーテンを設置
- 手指消毒設備の設置（受付、会場内、スタッフルーム等）
- 屋内においては施設の常時換気の徹底
- 施設の共用部分（トイレ、テーブル等）の定期的（概ね1時間ごと）な消毒
- トイレではハンドドライヤー・共通タオルは控える
- スタッフの休憩スペース等は、常時換気を行い3密とならないよう徹底
- 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限、及び、休憩時間中及びイベ

ント前後の食事等による感染防止の徹底

※対面授業実施に関するチェックリストは、[令和2年9月8日付九大学企第278号  
「対面授業実施に関するチェックリストについて」](#)を参照ください。